

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年8月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
厚生年金保険関係	7件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100032 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100039 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 3 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 3 万円に見合う賞与（3 万円）を支給され、標準賞与額 6 万円に見合う厚生年金保険料（5,490 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 3 万円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100033 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100040 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 6 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 6 万円に見合う賞与（6 万円）を支給され、標準賞与額 12 万円に見合う厚生年金保険料（1 万 980 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 6 万円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100034 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100041 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 3 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 3 万円に見合う賞与（3 万円）を支給され、標準賞与額 6 万円に見合う厚生年金保険料（5,490 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 3 万円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100035 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100042 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 59 万 2,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 59 万 2,000 円に見合う賞与 (59 万 2,559 円) を支給され、標準賞与額 70 万 1,000 円に見合う厚生年金保険料 (6 万 4,141 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 59 万 2,000 円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100036 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100043 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 23 万 2,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 23 万 2,000 円に見合う賞与 (23 万 2,779 円) を支給され、標準賞与額 46 万 1,000 円に見合う厚生年金保険料 (4 万 2,181 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 23 万 2,000 円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100037 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100044 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 31 万 4,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 31 万 4,000 円に見合う賞与 (31 万 4,965 円) を支給され、標準賞与額 38 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料 (3 万 5,502 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 31 万 4,000 円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100038 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100045 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 30 万 1,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 30 日

A 社から平成 30 年 3 月 30 日に支給された賞与について、厚生年金保険の賞与支払届の届出を忘れていたため後になって届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年分賃金台帳及び支給控除一覧表によると、請求者は、平成 30 年 3 月 30 日に同社より標準賞与額 30 万 1,000 円に見合う賞与（30 万 1,335 円）を支給され、標準賞与額 36 万 2,000 円に見合う厚生年金保険料（3 万 3,122 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 30 万 1,000 円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。